

柔道整復（整骨院・接骨院）の施術の受け方

整骨院や接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をするところで、医療機関ではありません。そのため**健康保険の対象となる範囲は限定されています。**



健康保険の対象となる場合

- ◆外傷性の打撲・捻挫（肉離れなど）・挫傷（出血を伴わないもの）
- ◆骨折・脱臼（応急処置の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です）

※外傷とは体外から加えられた力によってできた傷、打撲による損傷などのこと。

健康保険の対象とならない場合

- ◆日常生活からくる体調不良（疲労、腰痛、肩こり）
- ◆病気（神経痛・関節痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・ヘルニア等）からくる痛みやこり
- ◆スポーツによる肉体疲労（筋肉疲労、筋肉痛）
改善のための施術
- ◆あん摩・マッサージ代わりにの利用
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆仕事や通勤途上での負傷（労災保険からの給付になります）
- ◆症状の改善が見られない長期の施術



「各種健康保険取扱い」と明示していても、すべての処置、負傷原因が保険対象となるものではありません。

なお、**健康保険の対象とならない場合は全額自己負担**となりますので、十分注意して下さい。